

広島市西区選挙管理委員会告示第4号  
令和8年1月27日

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項の規定により読み替え  
て準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

期日前投票所開設場所	所在地	期間
広島市西区役所 2階 第1会議室	広島市西区福島町 二丁目2番1号	令和8年1月28日から 同年2月 7日まで 午前8時30分から午後8時
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町 9番地先	令和8年2月 3日から 同年2月 5日まで 午前10時から午後8時